

岬町企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第 9 号

岬町企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

岬町企業立地促進条例施行規則（平成 2 8 年岬町規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、当該対象施設の用に供する部分に限るものとする。」を「、対象施設のほか、取得した土地（対象施設を建設するために必要とする範囲で、取得の日の翌日から起算して 1 年以内に対象施設の建設の着手があった土地に限る。）及び対象施設に設置した償却資産とする。」に改め、同条第 2 項第 1 号中「本町の住民」を「本町住民」に改める。

第 5 条第 1 号中「当該対象施設の用に供する部分」を「前条第 1 項に定める施設」に、「5, 0 0 0 万円」を「1 億円」に改める。

第 9 条中「建築工事」を「建設工事」に改める。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岬町企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に優遇措置の指定を受けた事業者について適用し、施行日前に優遇措置の指定を受けた事業者については、なお従前の例による。